



資料編

1. 美浜町附属機関設置条例
2. 美浜町総合計画審議会委員
3. 諮問
4. 答申
5. 策定組織体制図



美浜町附属機関設置条例（抜粋）

平成 30 年 3 月 27 日
条例第 2 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 別表第 1 に定めるところにより、町長の附属機関を置く。

2 別表第 2 に定めるところにより、教育委員会の附属機関を置く。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の際、現に存する合議体で別表第 1 又は第 2 に掲げる附属機関に相当するものの委員に委嘱されている者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員に委嘱された者とみなす。

附 則（平成 30 年 6 月 22 日条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和 32 年美浜町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年 9 月 21 日条例第 28 号）

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 21 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

町長の附属機関

名称	担当事務	委員定数	委員選定の基準
美浜町総合 計画審議会	美浜町総合計画の基本 構想に関し必要な調査 及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、 公募による者、識見を有する者及び公共 的団体等の役員又は職員

美浜町総合計画審議会委員

No.	所属	役職	氏名	備考
-----	----	----	----	----

(1) 町教育委員会の委員

1	教育委員会	教育長職務代理者	野田 有美香	
---	-------	----------	--------	--

(2) 町農業委員会の委員

2	農業委員会	会長	夏目 嘉成	
---	-------	----	-------	--

(3) 公共的団体の役員又は職員

3	美浜町漁業協同組合	代表理事組合長	中野 雅之	
4	野間漁業協同組合	代表理事組合長	伊藤 充宏	
5	観光協会	会長	畑中 成仁	
6	商工会	会長	横田 和弘	
7	社会福祉協議会	会長	横田 全博	副会長
8	みはま男女共同参画をすすめる会	会長	船戸 淑子	
9	スポーツ協会	会長	竹内 英章	
10	民生委員協議会	会長	小笠原 政美	
11	区長会	会長	榊原 康宏	
12	あいち知多農業協同組合	地域担当理事代表	志水 宏	
13	河和保育所父母の会	副会長	井手 麻見	
14	河和中学校	元家庭教育委員	中西 宣子	
15	(一社) 美浜まちラボ		林 達之	

(5) 識見を有するもの

16	日本福祉大学	日本福祉大学 国際福祉開発学部特任教授	千頭 聡	会長
17	日本福祉大学	教育・心理学部長	江村 和彦	

諮問

美地発第 373 号
令和 7 年 6 月 2 日

美浜町総合計画審議会
会長 千頭 聡 様

美浜町長 八 谷 充 則

第 6 次美浜町総合計画について（諮問）

美浜町総合計画策定条例（平成 24 年 3 月 23 日条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、第 6 次美浜町総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

【諮問理由】

本町では、平成 26 年度から 12 年間を計画期間とする第 5 次美浜町総合計画の基本構想に掲げた将来像である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現に向けて、6 つの施策大綱から成る基本計画に基づき、各施策に取り組んできました。

この第 5 次美浜町総合計画が令和 7 年度をもって終了することから、美浜町の人口減少及び高齢化の一層の進行や、社会情勢の変化等に対応し、持続可能なまちづくりを推進していくための指針となる次期美浜町総合計画の策定に関して諮問し、貴審議会の意見をいただくものです。

答申

令和7年10月31日

美浜町長 八谷 充 則 様

美浜町総合計画審議会
会長 千頭 聡

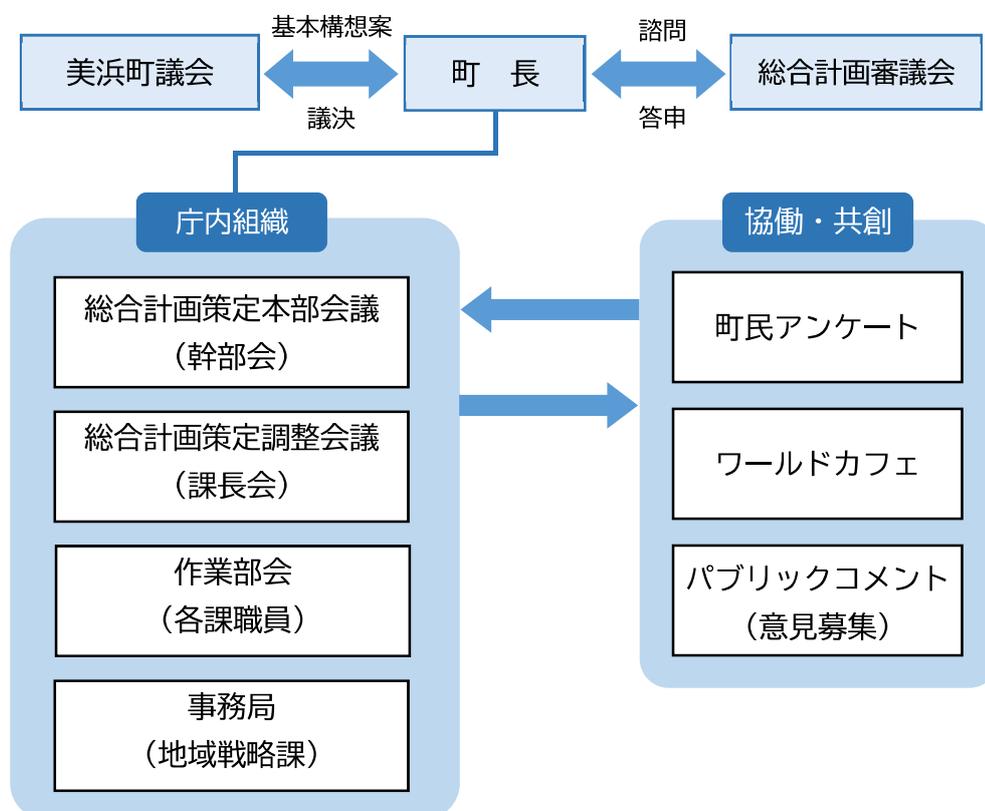
第6次美浜町総合計画について（答申）

令和7年6月2日付け美地発第373号で諮問のありました第6次美浜町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、令和17年度を目標とする本町の新たなまちづくりの指針にふさわしいとの結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、町の将来像である「笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま」の実現に向けて計画を推進することを要望します。

第6次美浜町総合計画策定組織体制図

(1) 組織体制図



(2) ワールドカフェについて

令和7年2月8日（土）、美浜町生涯学習センターにおいて、「みはまの未来を考えるワールドカフェ」を開催しました。ワールドカフェとは、カフェのようなリラックスした雰囲気の中で少人数に分かれて自由に語り合い、参加者を入れ替えながら対話を深めていく手法です。

当日は、「美浜町の魅力は何か」「私たちが共感できる美浜町の魅力はどんなことか」「将来世代に残したい・磨きたい・新たに生み出したい美浜町の魅力は何か」といった3つの問いを起点に、世代や立場を超えた率直な意見交換が行われました。

対話を通じて浮かび上がったのは、「人と人がつながるまち」への強い期待です。将来の美浜町や人の姿として最も多く挙げられたのは「交流・つながり」に関する意見（11件）で、次いで「自然」（4件）、「農業」（3件）、「移住」（2件）と続きました。

また、将来像の実現に向けて「明日からでもできること」として、交流・つながり・地域活動への参加を挙げる意見が13件で最も多くなりました。